

第5回大田原市水道料金審議会

令和8年8月28日（金）
大田原市役所本庁舎301・302会議室

目 次

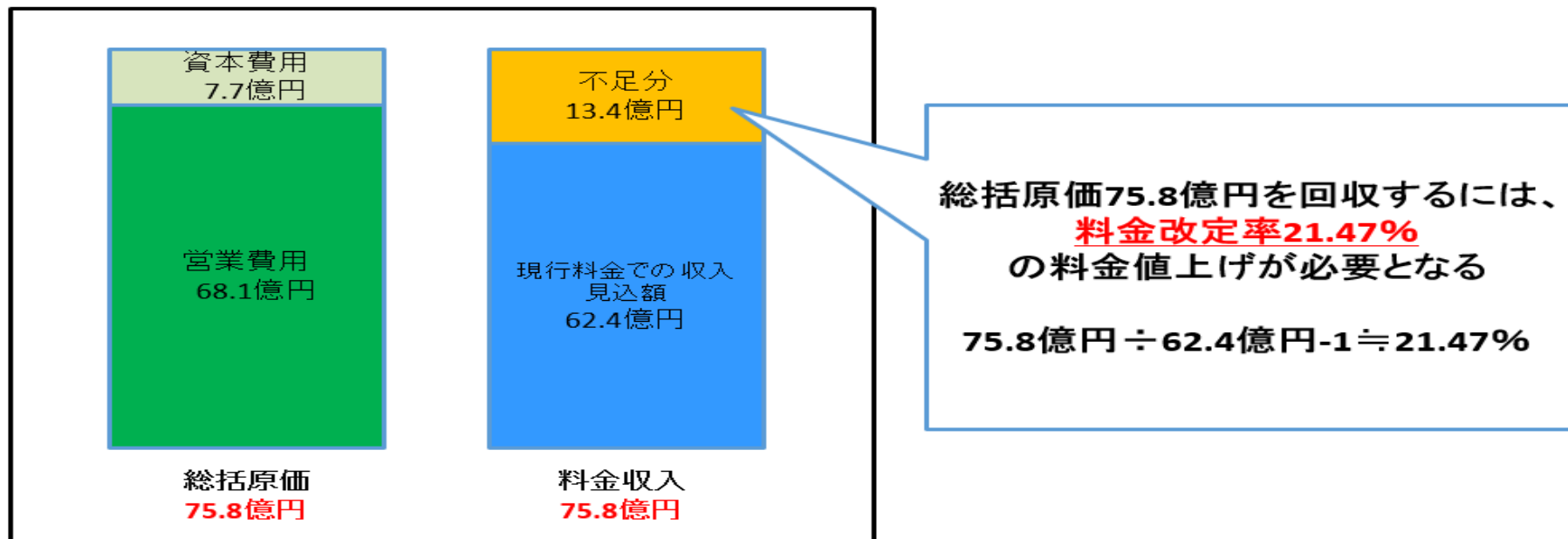
- | | | |
|---|-----------|------|
| 1 | 平均改定率について | ...1 |
| | 参考資料 | |



1 平均改定率について

1 平均改定率の見直しについて

料金算定期間（R9～R13）における総括原価と料金収入の見込みから料金改定率を算定



(1) 資産維持率の見直し

本市は、水道料金算定要領に基づき、資産維持率を標準の**3%**を計上している。

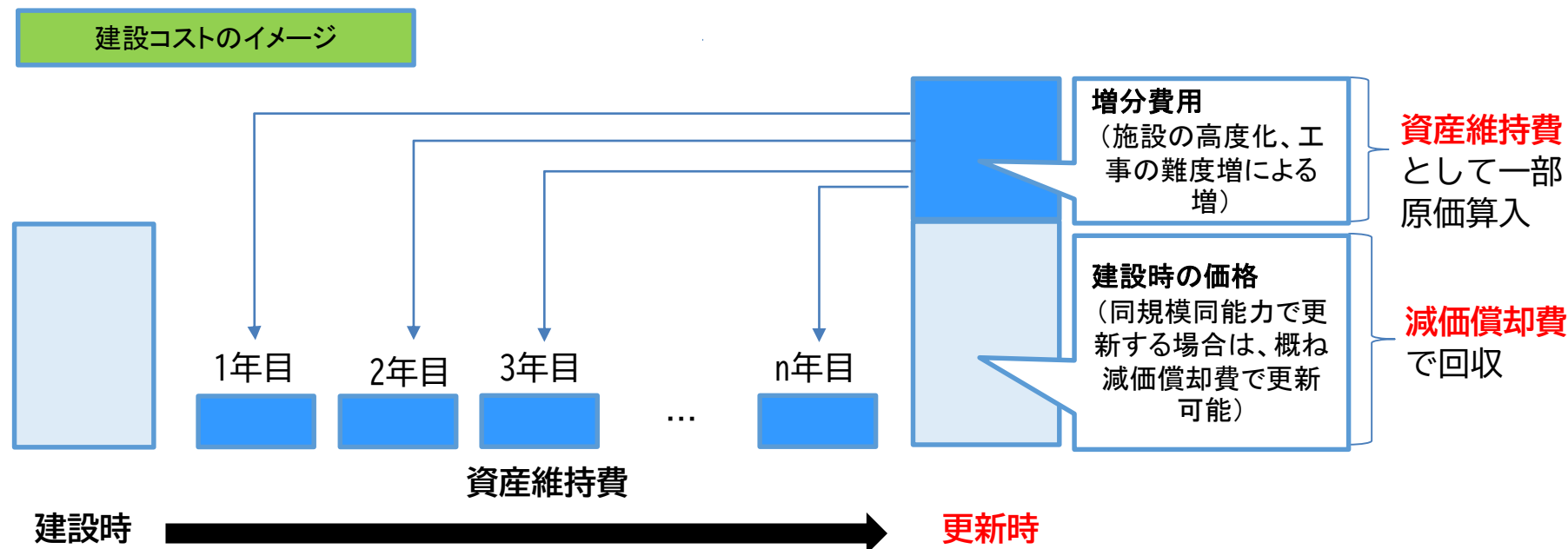
- ・水道料金改定業務の手引きより（公益社団法人 日本水道協会発行）

ただし、標準的な資産維持率により難しいときは、各水道事業者における長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等を踏まえて計画的な自己資本構成比率の目標値を達成するための所要額を資産維持費として計上できるものとする。

1 平均改定率について

(参考) 資産維持費について

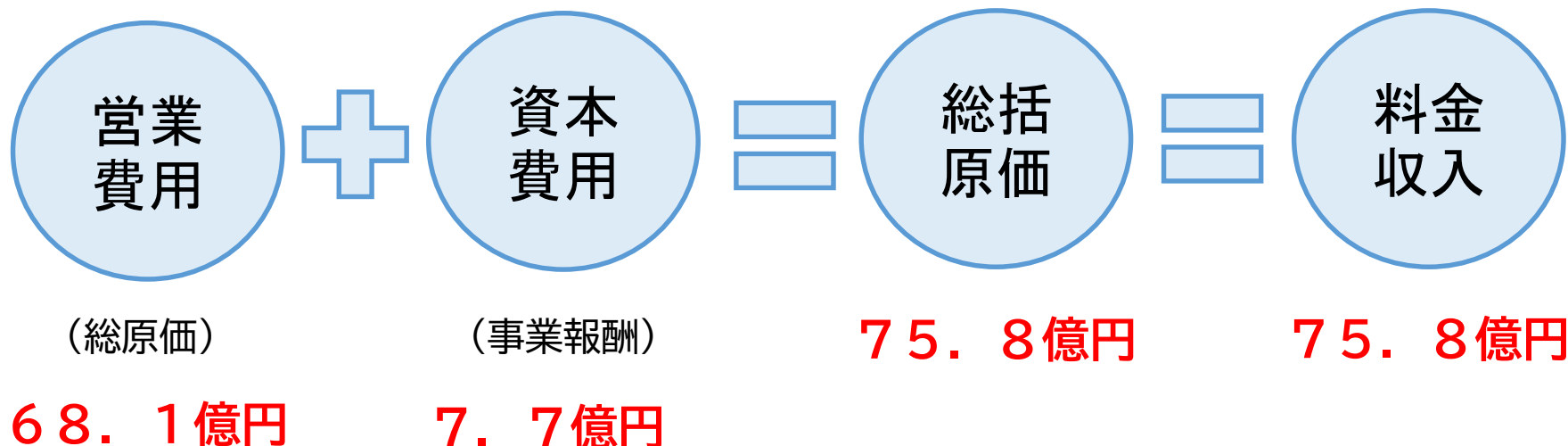
資産維持費は、給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべきものとして見込まれる費用である。



資産維持費: 物価上昇による減価償却の不足や施設の高度化による工事費の増大等に対応し、実体資産を維持し、適切な水道サービスを持続していくために総括原価への算入が認められているもの。この資産維持費が適切に原価算入されていないと、将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な財源が内部に留保されず、**安定的な財政運営に支障をきたす**こととなる。

1 平均改定率について

4-2. 総括原価の算定 まとめ



- ・人件費
 - ・動力費
 - ・委託料
 - ・減価償却費 ほか
- －控除項目
(73.8-5.7=68.1億円)

- ・支払利息 3.86億円
- ・資産維持費 3.89億円

総括原価は、営業費用と資本費用の合計です。総括原価と料金収入が釣り合うように水道料金を設定します。

1 平均改定率について

資産維持率	資産維持費	総括原価	現行料金 収入見込額	財源不足額	必要改定率
<u>3%(標準)</u>	3.89億円 ▲1.3億円	75.80億円	62.40億円	13.40億円	<u>21.47%</u> ▲2.1%
<u>2%</u>	2.59億円 ▲1.3億円	74.50億円	62.40億円	12.10億円 $12.1 \div 13.4 = 90.3\%$	<u>19.39%</u> ▲2.1% $74.5 \div 62.4 - 1$
<u>1%</u>	1.30億円	73.21億円	62.40億円	10.81億円 $10.81 \div 13.4 = 80.6\%$	<u>17.32%</u> $73.21 \div 62.4 - 1$

- ・資産維持率を1ポイント下げると、5年間の資産維持費は約1.30億円減少
- ・算定上の必要改定率は、約2.1ポイント低下
- ・一方で、将来の施設更新に充てる財源も同額減少
- ・老朽化や更新の必要性そのものが減少するわけではない
- ・不足分は、更新工事の見直し、補填財源、企業債等で補う必要がある

⇒資産維持率を下げることは、更新費用を不要にすることではなく、料金算定期間中に確保する更新財源を減らすことを意味します。資産維持率による差は「更新の必要量の差」ではなく、「料金算定期間中に更新財源として確保する額の差」です。

資産維持率を低く設定するほど、今回の必要改定率と使用者負担は低下します。一方、料金算定期間中に確保する将来の更新財源も減少します。

1 平均改定率について

資産維持率2% 平均改定率19.4%

試算条件 ① 20m³までの基本水量を廃止し増加率を均等になるよう調整

② R6給水収益より20%の収益UP

基本料金（据え置き）
（税抜き）

口径（mm）	現行 基本料金 2ヶ月
13	3,400
20	7,800
25	11,800
30	17,400
40	31,200
50	48,400
75	109,800
100	195,000
150	439,200

①従量料金（小口径2段階）
（税抜き）2ヶ月分

使用量 (m³)	現行 13mm～20mm (円/m³)	D案 同左
0～10	0	17
10～20		
21～30	170	219
31～40		
41～50		
51以上		

②従量料金（大口径1段階）
（税抜き）2ヶ月分

使用量 (m³)	現行 25mm～150mm (円/m³)	D案 同左
0～10	170	219
10～20		
21～30		
31～40		
41～50		
51以上		



49円（28.8%）値上げ

口径別料金比較（2ヶ月）税抜き

口径（mm）	平均使用 水量（m³）	基本料金 （円）	従量料金		請求額		増加額	平均改定率	1ヶ月あたり 増加額（円）	年間増加額 （円）
			改定前	改定後	改定前	改定後				
13	28.7	3,400	1,479	2,245	4,879	5,645	766	15.7%	383	4,598
20	57.7	7,800	6,409	8,596	14,209	16,396	2,187	15.4%	1,094	13,124
25	165.1	11,800	28,067	36,157	39,867	47,957	8,090	20.3%	4,045	48,539
30	251	17,400	42,670	54,969	60,070	72,369	12,299	20.5%	6,150	73,794
40	436.2	31,200	74,154	95,528	105,354	126,728	21,374	20.3%	10,687	128,243
50	762.1	48,400	129,557	166,900	177,957	215,300	37,343	21.0%	18,671	224,057
75	1304.9	109,800	221,833	285,773	331,633	395,573	63,940	19.3%	31,970	383,641
100	4423.3	195,000	751,961	968,703	946,961	1,163,703	216,742	22.9%	108,371	1,300,450
150	0	439,200	0	0	0					

平均改定率 19.4%

1 平均改定率について

資産維持率1% 平均改定率17.3%

- 試算条件 ① 20m³までの基本水量を廃止し増加率を均等になるよう調整
② R6給水収益より20%の収益UP

基本料金（据え置き）
（税抜き）

口径（mm）	現行 基本料金 2ヶ月
13	3,400
20	7,800
25	11,800
30	17,400
40	31,200
50	48,400
75	109,800
100	195,000
150	439,200

①従量料金（小口径2段階）
（税抜き） 2ヶ月分

使用量 （m ³ ）	現行 13mm～20mm （円/m ³ ）	D案 同左
0～10	0	
10～20		14
21～30	170	214
31～40		
41～50		
51以上		

②従量料金（大口径1段階）
（税抜き） 2ヶ月分

使用量 （m ³ ）	現行 25mm～150mm （円/m ³ ）	D案 同左
0～10		
10～20		
21～30	170	214
31～40		
41～50		
51以上		



44円（25.9%）値上げ

口径別料金比較（2ヶ月）税抜き

口径（mm）	平均使用 水量（m ³ ）	基本料金 （円）	従量料金		請求額		増加額	平均改定率	1ヶ月あたり 増加額（円）	年間増加額 （円）
			改定前	改定後	改定前	改定後				
13	28.7	3,400	1,479	2,142	4,879	5,542	663	13.6%	331	3,977
20	57.7	7,800	6,409	8,348	14,209	16,148	1,939	13.6%	969	11,633
25	165.1	11,800	28,067	35,331	39,867	47,131	7,264	18.2%	3,632	43,586
30	251	17,400	42,670	53,714	60,070	71,114	11,044	18.4%	5,522	66,264
40	436.2	31,200	74,154	93,347	105,354	124,547	19,193	18.2%	9,596	115,157
50	762.1	48,400	129,557	163,089	177,957	211,489	33,532	18.8%	16,766	201,194
75	1304.9	109,800	221,833	279,249	331,633	389,049	57,416	17.3%	28,708	344,494
100	4423.3	195,000	751,961	946,586	946,961	1,141,586	194,625	20.6%	97,313	1,167,751
150	0	439,200	0	0	0					

平均改定率 17.3%

今後について

① 市長への答申 9/28（月）（市長公室にて）

→本日の意見を参考に最終答申書を調整します。答申は、代表して会長にご出席いただきます。

② 12月定例会市議会に水道料金の改正条例を上程します。

→超過使用料の単価を調整する可能性がありますのでご了承ください。

③ 周知期間

→ホームページ（随時）、市広報（4月号）、検針時にチラシ投函などを行い周知する予定です。

④ 条例改正施行日

→令和9年4月1日を予定

（1）偶数月検針地区 4月検針分は、2月・3月分のため、6月検針分から新料金

（2）奇数月検針地区 5月検針分は、3月・4月分のため、7月検針分から新料金



參考資料

1 前回の振り返りについて

委員からの多くのご意見をいただき下記の事項についてご審議いただきました。

新料金の検討について、総括原価75.8億円/現行料金での収入見込額62.4億円-1=約21.47%の値上げが必要だが、長期間改定していない料金の見直しであり、市民生活や事業活動への影響を考慮した。その結果、経費削減、事業費の精査、補助金や企業債の適切な活用により、平均改定率が1.47ポイント減の20%になることを説明。



新料金（案）は、B案の基本料金5%値上げ（口径20mmのみ据置）、従量料金を小口径（13mm及び20mm）のみ2段階とE案の基本料金据置き、従量料金を小口径（13mm及び20mm）のみ2段階とする案を説明。



新料金（案）は、基本料金が据置きで全口径において公平性が保たれること、契約者数の96%が口径13mmであり増加額が最も安く、口径25mm以上の平均改定率がほぼ均一であることから、出席委員全員の賛成によりE案が採決された。なお、平均改定率は、更なる企業努力等により見直します。

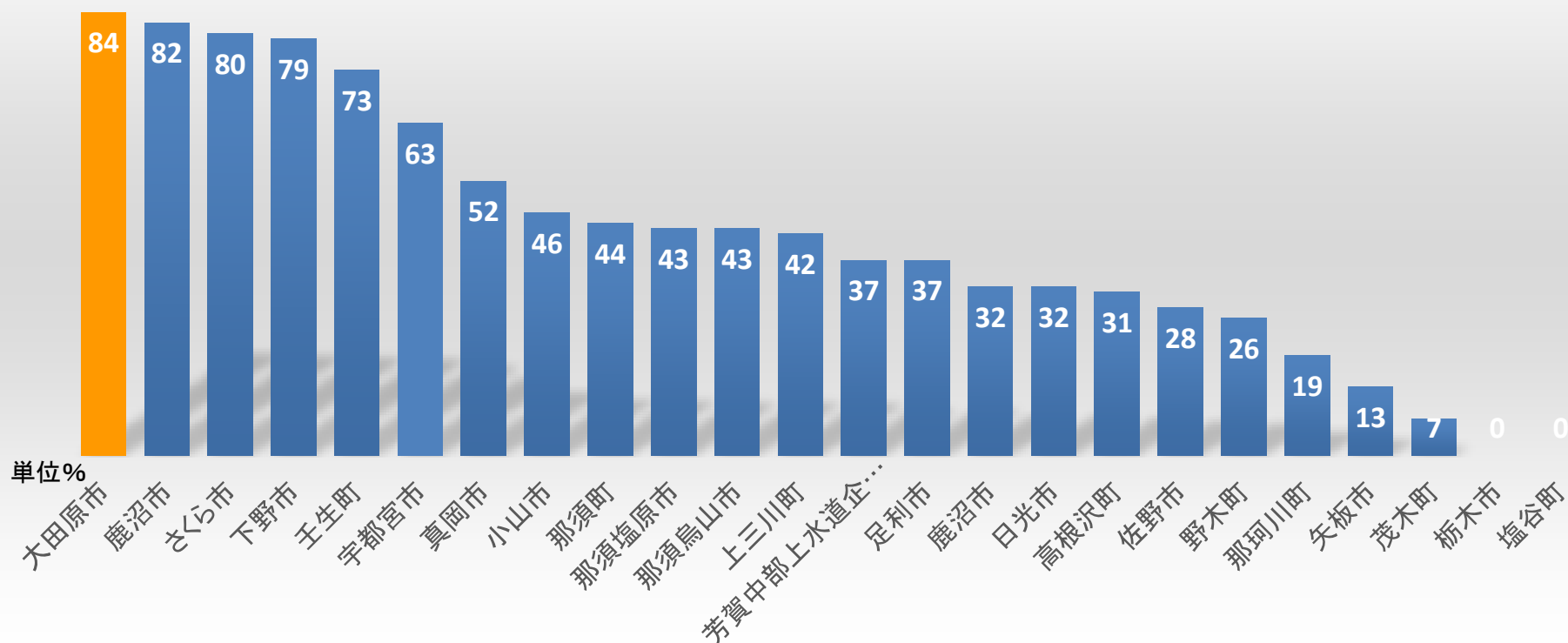


答申書（案）及び平均改定率について次回審議会で審議する。

2 水道施設の耐震化について

本市の耐震化率県内 第1位 84%

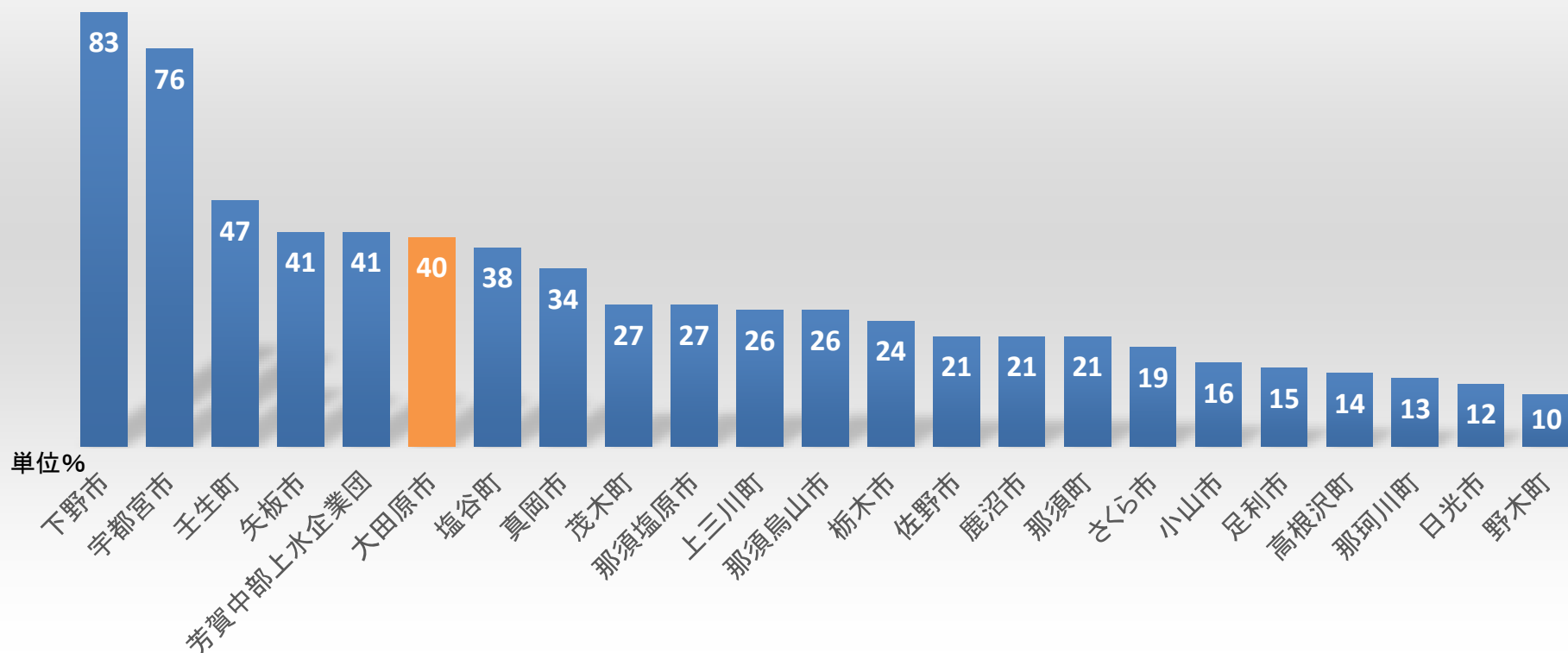
県内における重要施設に接続する水道管路の耐震化状況



2 水道施設の耐震化について

本市の耐震化率県内第6位 40%

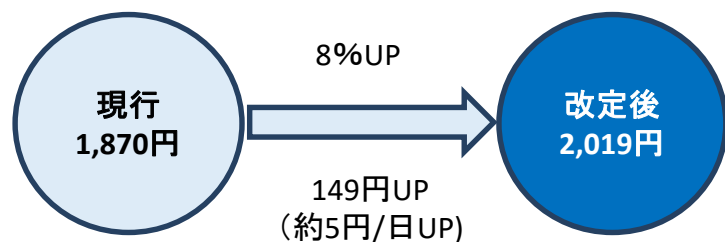
県内における導水管・送水管の耐震化状況



※国土交通省「水道カルテ」（令和6年3月時点版）より

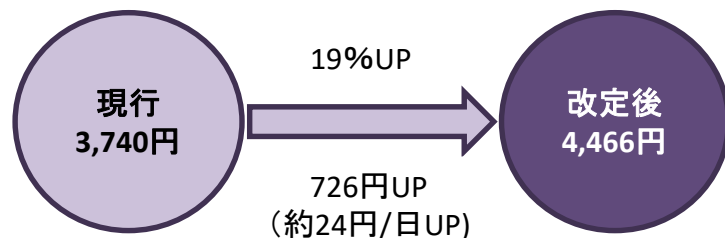
1ヶ月の使用水量 8m³

1人世帯



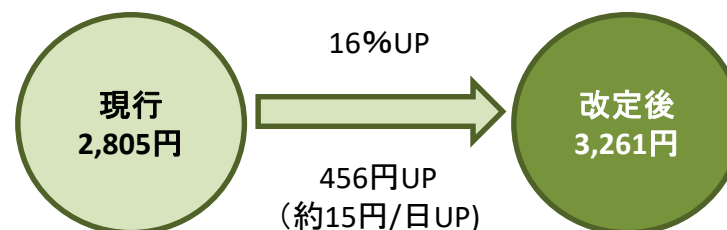
1ヶ月の使用水量 20m³

3人世帯



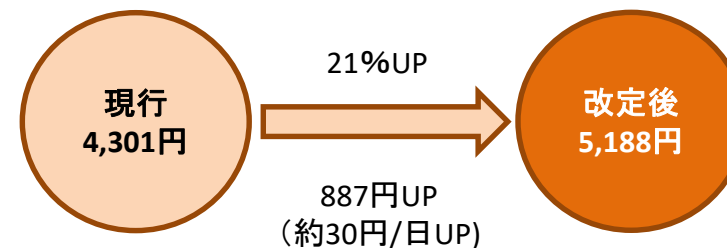
1ヶ月の使用水量 15m³

2人世帯



1ヶ月の使用水量 23m³

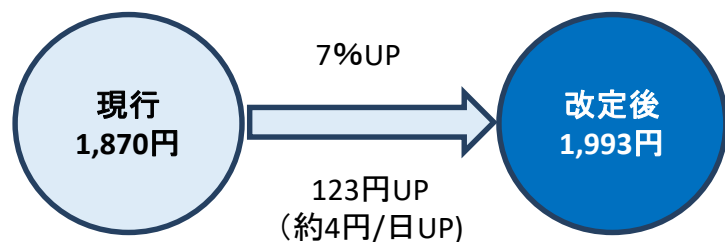
4人世帯



19.4%

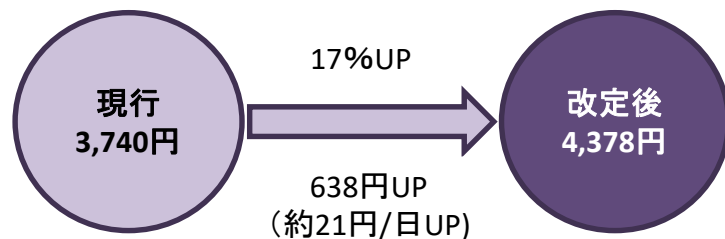
1ヶ月の使用水量 8m³

1人世帯



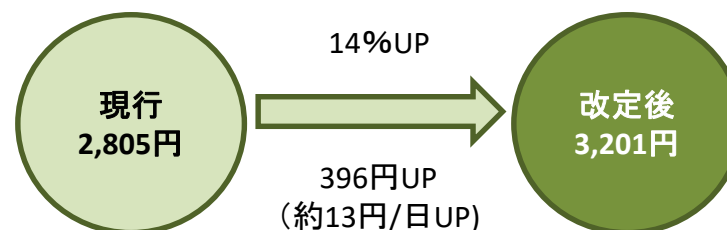
1ヶ月の使用水量 20m³

3人世帯



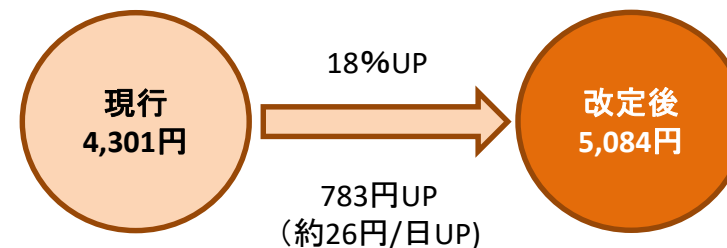
1ヶ月の使用水量 15m³

2人世帯



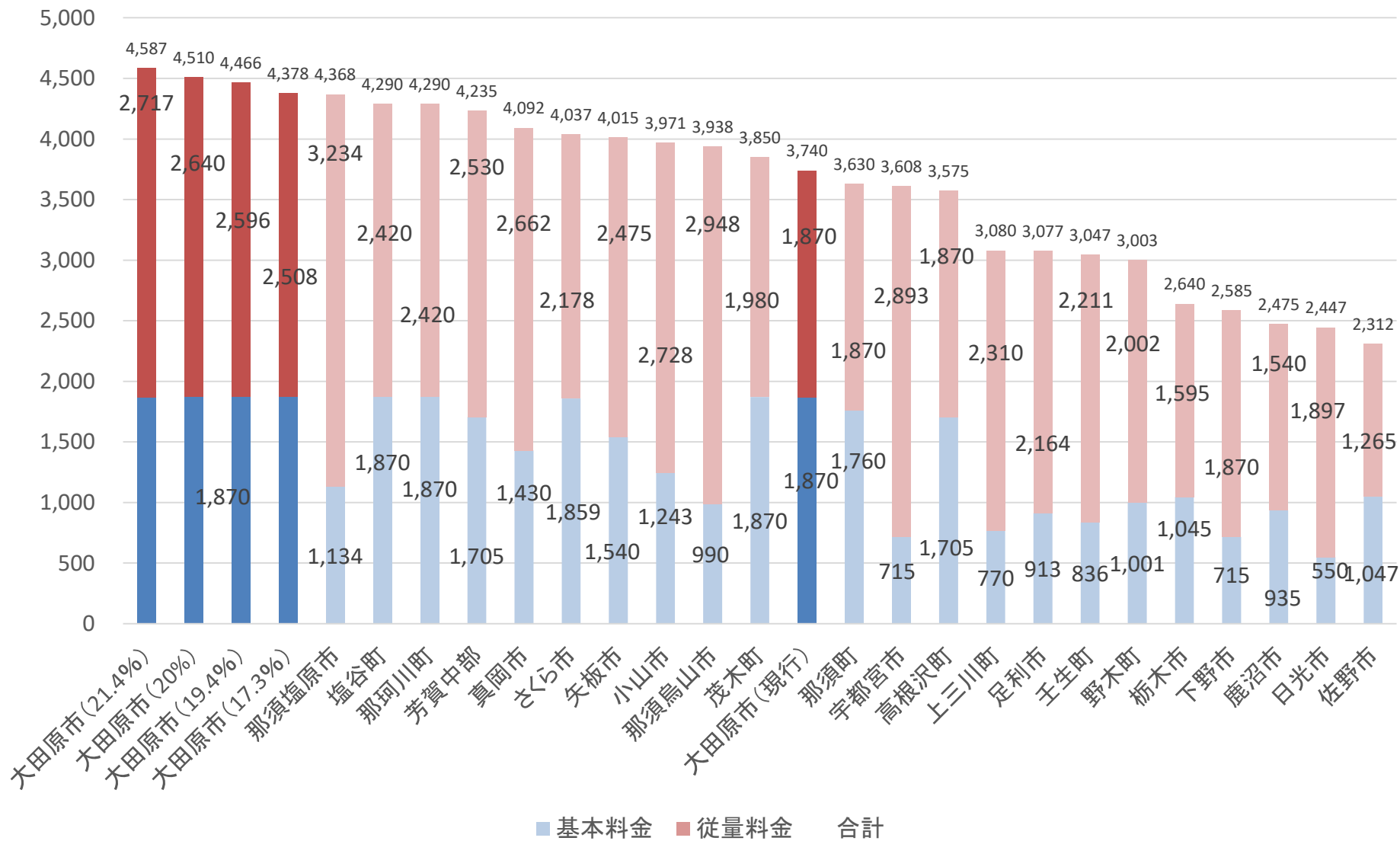
1ヶ月の使用水量 23m³

4人世帯

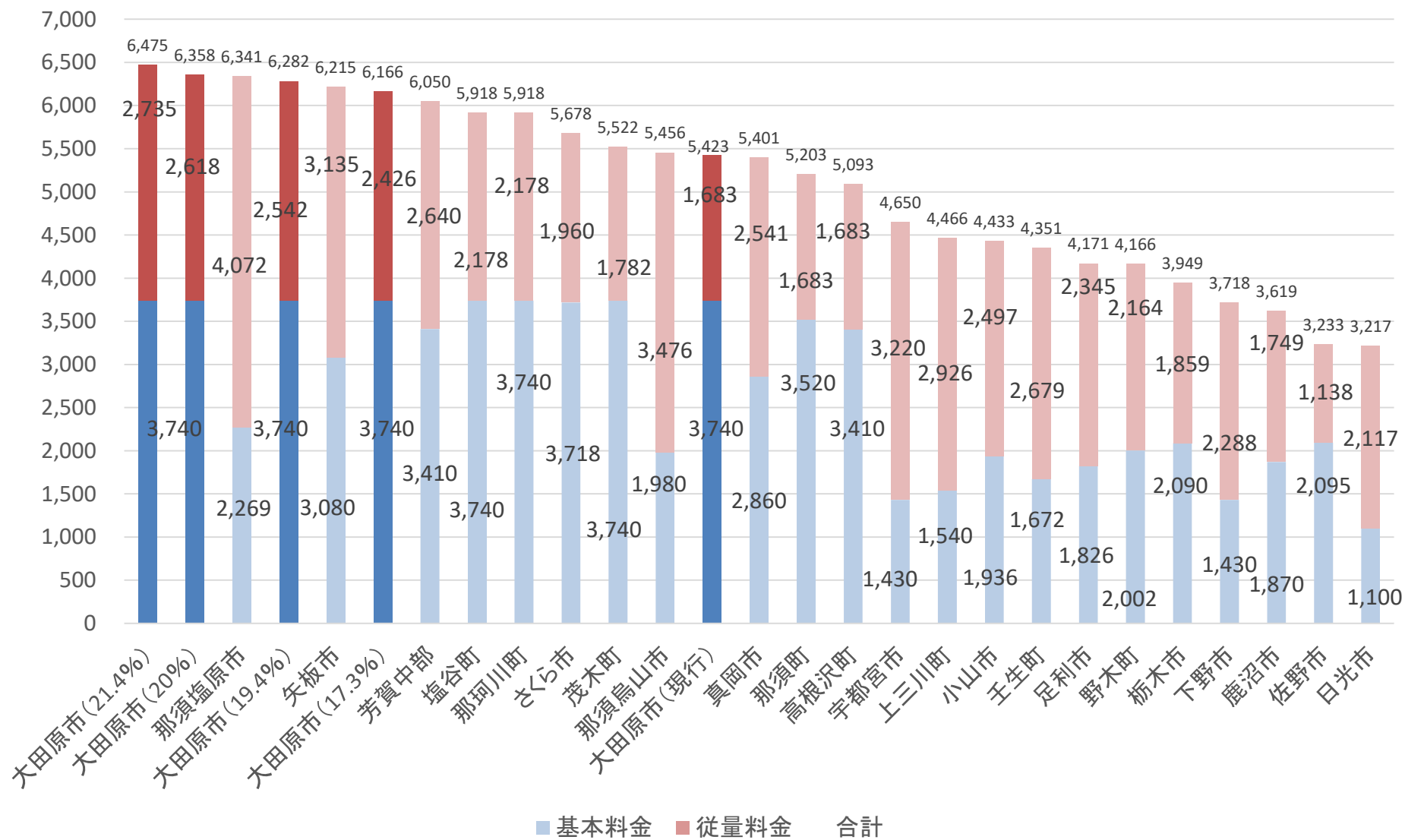


17.3%

口径13mm 1ヶ月あたり20m³使用した場合



口径13mm 2ヶ月あたり29m³使用した場合



那須塩原市との比較表 19.4%

水量 (㎡)	大田原市 那須塩原市	差額 増加率								2ヶ月（消費税込み）	
0	3,740	1,471	水量 (㎡)	新 旧	差額	水量 (㎡)	新 旧	差額	水量 (㎡)	新 旧	差額
	2,269	64.8%									
1	3,758	1,384	21	4,354	-245	41	9,172	217	61	13,990	679
	2,374	58.3%		4,599	-5.3%		8,955	2.4%		13,311	5.1%
2	3,777	1,297	22	4,595	-221	42	9,413	241	62	14,231	703
	2,480	52.3%		4,816	-4.6%		9,172	2.6%		13,528	5.2%
3	3,796	1,210	23	4,836	-198	43	9,654	264	63	14,472	726
	2,586	46.8%		5,034	-3.9%		9,390	2.8%		13,746	5.3%
4	3,814	1,123	24	5,077	-175	44	9,895	287	64	14,713	749
	2,691	41.7%		5,252	-3.3%		9,608	3.0%		13,964	5.4%
5	3,833	1,036	25	5,318	-152	45	10,136	310	65	14,954	772
	2,797	37.0%		5,470	-2.8%		9,826	3.2%		14,182	5.4%
6	3,852	950	26	5,559	-129	46	10,377	333	66	15,195	795
	2,902	32.7%		5,688	-2.3%		10,044	3.3%		14,400	5.5%
7	3,870	862	27	5,800	-105	47	10,618	357	67	15,436	819
	3,008	28.7%		5,905	-1.8%		10,261	3.5%		14,617	5.6%
8	3,889	775	28	6,041	-82	48	10,859	380	68	15,677	842
	3,114	24.9%		6,123	-1.3%		10,479	3.6%		14,835	5.7%
9	3,908	689	29 平均使用水量	6,282	-59	49	11,100	403	69	15,918	865
	3,219	21.4%		6,341	-0.9%		10,697	3.8%		15,053	5.7%
10	3,927	602	30	6,523	-36	50	11,341	426	70	16,159	888
	3,325	18.1%		6,559	-0.5%		10,915	3.9%		15,271	5.8%
11	3,945	515	31	6,763	-14	51	11,581	448	71	16,399	910
	3,430	15.0%		6,777	-0.2%		11,133	4.0%		15,489	5.9%
12	3,964	428	32	7,004	10	52	11,822	472	72	16,640	934
	3,536	12.1%		6,994	0.1%		11,350	4.2%		15,706	5.9%
13	3,983	341	33	7,245	33	53	12,063	495	73	16,881	957
	3,642	9.4%		7,212	0.5%		11,568	4.3%		15,924	6.0%
14	4,001	254	34	7,486	56	54	12,304	518	74	17,122	980
	3,747	6.8%		7,430	0.8%		11,786	4.4%		16,142	6.1%
15	4,020	167	35	7,727	79	55	12,545	541	75	17,363	1,003
	3,853	4.3%		7,648	1.0%		12,004	4.5%		16,360	6.1%
16	4,039	81	36	7,968	102	56	12,786	564	76	17,604	1,026
	3,958	2.0%		7,866	1.3%		12,222	4.6%		16,578	6.2%
17	4,057	-7	37	8,209	126	57	13,027	588	77	17,845	1,050
	4,064	-0.2%		8,083	1.6%		12,439	4.7%		16,795	6.3%
18	4,076	-94	38	8,450	149	58	13,268	611	78	18,086	1,073
	4,170	-2.3%		8,301	1.8%		12,657	4.8%		17,013	6.3%
19	4,095	-180	39	8,691	172	59	13,509	634	79	18,327	1,096
	4,275	-4.2%		8,519	2.0%		12,875	4.9%		17,231	6.4%
20	4,114	-267	40	8,932	195	60	13,750	657	80	18,568	1,119
	4,381	-6.1%		8,737	2.2%		13,093	5.0%		17,449	6.4%

那須塩原市との比較表 17.3%

水量 (㎡)	大田原市	差額									2ヶ月（消費税込み）
	那須塩原市	増加率									
0	3,740	1,471	水量 (㎡)	新 旧	差額	水量 (㎡)	新 旧	差額	水量 (㎡)	新 旧	差額
	2,269	64.8%									
1	3,755	1,381	21	4,283	-316	41	8,991	36	61	13,699	388
	2,374	58.2%		4,599	-6.9%		8,955	0.4%		13,311	2.9%
2	3,770	1,290	22	4,518	-298	42	9,226	54	62	13,934	406
	2,480	52.0%		4,816	-6.2%		9,172	0.6%		13,528	3.0%
3	3,786	1,200	23	4,754	-280	43	9,462	72	63	14,170	424
	2,586	46.4%		5,034	-5.6%		9,390	0.8%		13,746	3.1%
4	3,801	1,110	24	4,989	-263	44	9,697	89	64	14,405	441
	2,691	41.2%		5,252	-5.0%		9,608	0.9%		13,964	3.2%
5	3,817	1,020	25	5,225	-245	45	9,933	107	65	14,641	459
	2,797	36.5%		5,470	-4.5%		9,826	1.1%		14,182	3.2%
6	3,832	930	26	5,460	-228	46	10,168	124	66	14,876	476
	2,902	32.0%		5,688	-4.0%		10,044	1.2%		14,400	3.3%
7	3,847	839	27	5,695	-210	47	10,403	142	67	15,111	494
	3,008	27.9%		5,905	-3.6%		10,261	1.4%		14,617	3.4%
8	3,863	749	28	5,931	-192	48	10,639	160	68	15,347	512
	3,114	24.1%		6,123	-3.1%		10,479	1.5%		14,835	3.5%
9	3,878	659	29 平均使用 水量	6,166	-175	49	10,874	177	69	15,582	529
	3,219	20.5%		6,341	-2.8%		10,697	1.7%		15,053	3.5%
10	3,894	569	30	6,402	-157	50	11,110	195	70	15,818	547
	3,325	17.1%		6,559	-2.4%		10,915	1.8%		15,271	3.6%
11	3,909	479	31	6,637	-140	51	11,345	212	71	16,053	564
	3,430	14.0%		6,777	-2.1%		11,133	1.9%		15,489	3.6%
12	3,924	388	32	6,872	-122	52	11,580	230	72	16,288	582
	3,536	11.0%		6,994	-1.7%		11,350	2.0%		15,706	3.7%
13	3,940	298	33	7,108	-104	53	11,816	248	73	16,524	600
	3,642	8.2%		7,212	-1.4%		11,568	2.1%		15,924	3.8%
14	3,955	208	34	7,343	-87	54	12,051	265	74	16,759	617
	3,747	5.6%		7,430	-1.2%		11,786	2.2%		16,142	3.8%
15	3,971	118	35	7,579	-69	55	12,287	283	75	16,995	635
	3,853	3.1%		7,648	-0.9%		12,004	2.4%		16,360	3.9%
16	3,986	28	36	7,814	-52	56	12,522	300	76	17,230	652
	3,958	0.7%		7,866	-0.7%		12,222	2.5%		16,578	3.9%
17	4,001	-63	37	8,049	-34	57	12,757	318	77	17,465	670
	4,064	-1.6%		8,083	-0.4%		12,439	2.6%		16,795	4.0%
18	4,017	-153	38	8,285	-16	58	12,993	336	78	17,701	688
	4,170	-3.7%		8,301	-0.2%		12,657	2.7%		17,013	4.0%
19	4,032	-243	39	8,520	1	59	13,228	353	79	17,936	705
	4,275	-5.7%		8,519	0.0%		12,875	2.7%		17,231	4.1%
20	4,048	-333	40	8,756	19	60	13,464	371	80	18,172	723
	4,381	-7.6%		8,737	0.2%		13,093	2.8%		17,449	4.1%

指標	大田原市	那須塩原市	14市平均
給水人口	62,966人	111,750人	—
給水区域面積	291.26km ²	254.26km ²	—
10m ³ 料金(φ13)	1,870円/月	1,831.50円/月	1,432.93円/月
20m ³ 料金(φ20)	6,160円/月	4,081円/月	3,484.29円/月
供給単価	207.49円/m ³	181.96円/m ³	166.13円/m ³
給水原価	199.89円/m ³	172.23円/m ³	169.52円/m ³
料金回収率	103.80%	105.65%	97.87%
管路経年化率	18.93%	7.32%	14.18%
管路更新率	0.39%	0.13%	0.37%
耐用年数超過管路	153.83km	105.99km	—
有形固定資産減価償却率	56.98%	52.18%	55.13%

- ・大田原市の給水原価は199.89円で、県内14市平均の169.52円、那須塩原市の172.23を上回る。
- ・供給単価は207.49円、給水原価との差は1m³あたり7.60円。
- ・料金回収率は103.8%で、現時点では料金収入によって給水費用を賄えているが大きな余裕はない。
- ・給水区域は大田原市が291.26km²、那須塩原市が254.26km²。
- ・給水人口は大田原市が62,966人、那須塩原市が111,750人。
- ・大田原市では、より少ない給水人口で広い給水区域の施設や管路を維持している。
- ・管路経年化率は18.93%で、14市平均の14.18%及び那須塩原市の7.32%を上回る。
- ・令和7年度の管路更新率は0.39%で、更新延長は約3.13kmにとどまる。
- ・有形固定資産減価償却率は56.98%で、14市平均の55.13%及び那須塩原市の52.18%を上回る。

県内料金改定市町の比較

	13mm 20m ³ /月 (旧料金)	13mm 20m ³ /月 (新料金)	差額	改定率	資産維持率
大田原市(案)	3,740円	4,587円	847円	22.6%	3.0%
大田原市(案)	3,740円	4,510円	770円	20.6%	2.0%
大田原市(案)	3,740円	4,378円	638円	17.1%	1.0%
さくら市	3,201円	4,075円	874円	27.3%	3.3%
真岡市	3,190円	4,092円	902円	28.3%	1～2%
宇都宮市	2,860円	3,678円	818円	28.6%	—
足利市	2,060円	3,070円	1,010円	49.0%	3%を限度
小山市	3,124円	3,971円	847円	27.1%	2%以下
那須塩原市	3,657円	4,359円	702円	19.2%	—
芳賀中部	3,465円	4,235円	770円	22.2%	—
野木町	2,530円	3,003円	473円	18.7%	0%
平均(大田原市以外)	3,011円	3,810円	800円	27.6%	

	改定率	資産維持率
埼玉県白岡市	14.5%	1.0%
長野県上田市	18.5%	1.0%
茨城県神栖市	12.3%	0.2%
埼玉県飯能市	35.0%	1.37%
埼玉県本庄市	43.6%	1.0%
埼玉県東松山市	50.0%	3.0%
埼玉県蕨市	38.88%	3.0%
石川県加賀市	25.0%	1.0%
愛知県碧南市	24.3%	0.82%
広島県福山市	18.08%	1.18%
鹿児島県霧島市	23.21%	3.0%

水道メーター検針地区について

水道メーターの検針について

① 奇数月（1.3.5.7.9.11月）の検針地区

山の手1丁目、住吉町、紫塚、末広、浅香5丁目、若草1丁目、中田原、町島、
荒井、岡

今泉、戸野内、富池、市野沢、練貫、羽田、乙連沢、小滝、北金丸、南金丸、
上奥沢

奥沢、倉骨、赤瀬、北大和久、親園、実取、滝沢、滝岡、花園、鹿畑、宇田川
荻野目、上石上、下石上、薄葉、平沢、佐久山、野崎1・2丁目、黒羽地区全域

② 偶数月（2，4，6，8，10，12月）の検針地区

山の手2丁目、城山、元町、新富町、中央、本町、美原、浅香1丁目～4丁目、
若松町、富士見、若草2丁目、加治屋、宇田川（ニュータウン付近）、佐久山、
藤沢、大神、福原、鹿畑（一部）

湯津上地区全域 ※ 佐久山、宇田川、鹿畑は奇数地区・偶数地区が混在してい
ますのでご確認ください。



水道料金を 改定いたします



令和9年4月1日より

平均改定率 **〇〇%** の値上げ

大田原市の水道料金は、昭和59年（1984年）の料金改定以降、

約40年間据え置いてまいりました。

しかし、老朽化する施設の更新や人口減少による料金収入の減少などにより、将来にわたり安全・安心な水をお届けするため、料金の改定が必要となりました。

料金改定の3つの理由

1

施設の更新

（老朽化への対応）



老朽化した水道管や浄水場などの施設を計画的に更新し、安全で安定した水道水をお届けします。

2

人口減少

（一人あたりの負担増）



人口減少により料金収入が減少し、水道を支える一人あたりの負担が大きくなっています。

3

赤字の回避

（令和10年度の赤字回避）



このままでは令和10年度に赤字となる見込みであり、健全な経営を維持するために改定します。

ご家庭への影響（料金の目安・税込）



2人世帯

（使用水量15m³）

現在の料金

2,805円



改定後の料金

〇〇円

+〇〇円



4人世帯

（使用水量23m³）

現在の料金

4,301円



改定後の料金

〇〇円

+〇〇円

※上記はあくまで目安です。使用水量や口径により料金は異なります。

お問い合わせ先

大田原市 上下水道課



0287-23-8713



水道料金 早見表

税込・消費税10%含む

使用水量 0～20m ³				使用水量 21～40m ³				使用水量 41～60m ³			
使用水量 (m ³)	料金(円)		差額 (円)	使用水量 (m ³)	料金(円)		差額 (円)	使用水量 (m ³)	料金(円)		差額 (円)
	新料金	旧料金			新料金	旧料金			新料金	旧料金	
0	3,740	3,740	0	21	4,354	3,927	+427	41	9,172	7,667	+1,505
1	3,758	3,740	+18	22	4,595	4,114	+481	42	9,413	7,854	+1,559
2	3,777	3,740	+37	23	4,836	4,301	+535	43	9,654	8,041	+1,613
3	3,796	3,740	+56	24	5,077	4,488	+589	44	9,895	8,228	+1,667
4	3,814	3,740	+74	25	5,318	4,675	+643	45	10,136	8,415	+1,721
5	3,833	3,740	+93	26	5,559	4,862	+697	46	10,377	8,602	+1,775
6	3,852	3,740	+112	27	5,800	5,049	+751	47	10,618	8,789	+1,829
7	3,870	3,740	+130	28	6,041	5,236	+805	48	10,859	8,976	+1,883
8	3,889	3,740	+149	29	6,282	5,423	+859	49	11,100	9,163	+1,937
9	3,908	3,740	+168	30	6,282	5,610	+913	50	11,341	9,350	+1,991
10	3,927	3,740	+187	31	6,763	5,797	+966	51	11,581	9,557	+2,044
11	3,945	3,740	+205	32	7,004	5,984	+1,020	52	11,822	9,724	+2,098
12	3,964	3,740	+224	33	7,245	6,171	+1,074	53	12,063	9,911	+2,152
13	3,983	3,740	+243	34	7,486	6,358	+1,128	54	12,304	10,098	+2,206
14	4,001	3,740	+261	35	7,727	6,545	+1,128	55	12,545	10,285	+2,260
15	4,020	3,740	+280	36	7,968	6,732	+1,226	56	12,786	10,472	+2,314
16	4,039	3,740	+299	37	8,209	6,919	+1,290	57	13,027	10,659	+2,368
17	4,057	3,740	+317	38	8,450	7,106	+1,344	58	13,268	10,846	+2,422
18	4,076	3,740	+336	39	8,691	7,293	+1,398	59	13,509	11,033	+2,476
19	4,095	3,740	+355	40	8,932	7,480	+1,452	60	13,750	11,220	+2,530
20	4,114	3,740	+374								

料金改定の適用時期（令和9年）

令和9年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
偶数月検針地区 (2月・4月・6月・ 8月・10月・12月検針)	現行料金 (令和9年5月まで)					新料金 (令和9年6月検針分から)						
						6月分の検針・請求分 から新料金に切替						
奇数月検針地区 (1月・3月・5月・ 7月・9月・11月検針)	現行料金 (令和9年6月まで)					新料金 (令和9年7月検針分から)						
						7月分の検針・請求分 から新料金に切替						

令和9年3月31日以前から継続使用されている場合、
偶数月の検針地区は6月分から、奇数月の検針地区は7月分から新料金が適用されます。

(案) R8.8.28 版

資料5

大水審第 号
令和8年9月 日

大田原市長 相 馬 憲 一 様

大田原市水道料金審議会
会長 小川 利治

適正な大田原市水道料金の在り方について（答申）

令和8年1月16日付け大上第240号で諮問のあった事項について、本審議会において慎重に審議した結果を別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

1 諮問事項について

令和8年1月16日付けで、市長から「適正な大田原市水道料金の在り方」について本審議会に諮問がありました。

本市の水道事業は、昭和39年に給水を開始して以来、合併による市域の拡大と市政の発展に伴う水需要に応えるため、水道施設の整備を計画的に進め、市民の皆様に安全で清浄な水道水を供給してきました。

しかし、全国的に少子高齢化等に起因する人口減少が進む中、本市においても将来の給水人口及び水需要は減少傾向で推移することが見込まれています。さらに、節水型機器の普及や生活様式の変化などにより、水道事業の経営基盤である水道料金収入は減少傾向にあり、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

また、水道事業の創設期や拡張期に整備された水道施設の多くは、今後、順次更新時期を迎えることが見込まれています。水道施設の更新や耐震化には多額の費用を要しますが、これらは安全で安定した給水を維持するために必要な投資であり、施設の拡張とは異なり、更新そのものによる給水収益の増加は見込めません。

給水収益の大幅な増加が見込めない中で、水道施設の更新需要に適切に対応し、水道施設と水道事業経営を健全な状態で次世代に引き継ぐことは、本市水道事業にとって極めて重要な課題です。

本審議会では、諮問事項について慎重に審議を重ねた結果、近年の物価高騰等による経営環境の悪化や、今後増加が見込まれる水道施設の更新需要に対応するためには、必要な財源を確保することが重要であり、水道料金の改定はやむを得ないものと判断しました。

以上のことから、次のとおり審議結果を答申します。

2 適正な水道料金の改定について

(1) 改定時期

令和9年4月1日施行

令和8年12月定例市議会に大田原市水道事業給水条例の改正案を上程し、議会の議決を得た後、水道使用者への周知期間を確保した上で、令和9年4月1日から水道料金の改定を行うことが適当であります。

(2) 算定期間

令和9年度から令和13年度までの5年間

水道法施行規則では、水道料金について、おおむね3年を通じて財政の均衡を保つことが求められています。

また、日本水道協会の水道料金算定要領では、料金算定期間はおおむね3年から5年を基準とする考え方が示されています。

本市においては、料金の安定性を確保しつつ、将来見通しの確実性にも配慮する必要があることから、令和9年度から令和13年度までの5年間を料金算定期間とすることが適当であります。

(3) 改定率について

平均〇〇.〇%

大田原市水道事業経営戦略改定版（令和6年3月改定）における投資・財政計画を踏まえ、水道料金に求められる「適正な原価」を算出するため、料金算定期間における総括原価を算定しました。

総括原価の算定における資産維持率については、水道料金算定要領で標準とされる3%を踏まえ、本市の施設整備計画、財政状況並びに市民生活及び事業活動への影響を総合的に勘案した結果、必要な更新事業への影響を継続的に検証することを前提として、〇%とすることが適当であると判断しました。

R8.8.28 版

その結果、料金算定期間における総括原価は〇〇.〇億円、現行料金による料金収入見込額 62.4 億円となり、差引き〇〇.〇億円の財源不足が見込まれます。この不足額を解消するために必要な改定率は、総括原価方式による算定上、平均〇〇.〇%となります。

なお、資産維持率を〇%とすることにより、標準とされる 3%の場合と比較して、料金算定期間中に確保する資産維持費が減少することから、その影響については、経営努力、事業費の精査、国庫補助金等の積極的な活用、企業債の適正な活用及び補填財源の計画的な管理により、必要な施設更新及び耐震化等に支障が生じないよう対応することが必要です。

以上のことから、本審議会としては、水道事業の健全な運営に必要な財源の確保に配慮しつつ、使用者負担の急激な増加を抑制する観点から、平均改定率を % とすることが適当であると判断しました。

(4) 料金体系の見直しについて

料金体系については、現在の基本料金と従量料金からなる二部料金制を基本として維持することが適当であります。

本市の水道料金体系は、供用開始以来、基本料金と従量料金による二部料金制を採用しています。料金体系を大幅に変更した場合、使用者間の負担に大きな変動が生じる可能性があるため、基本的な料金体系は維持しつつ、使用水量に応じた従量料金単価を見直すことが適当であります。

基本料金については、一部の口径において県内他市の状況と比較して高い水準にあることから、現行の単価を据え置くことが適当であります。

一方で、現在の基本水量制については、単身世帯の増加や生活様式の変化、使用水量に応じた公平な負担の観点から廃止し、1 m³から従量料金を課す料金体系に見直すことが適当であります。

従量料金については、一般家庭用である小口径（口径 13 mm 及び 20 mm）の使用者に配慮し、低水量使用者の負担軽減を図る料金体系とすることが適当であります。

また、口径 25 mm 以上についても、使用実態及び負担の公平性を踏まえ、必要な財源を確保できる範囲で従量料金単価を見直すことが適当であります。

具体的な料金表については、平均改定率が % となるよう調整した上で、別紙料金表のとおりとすることが適当であります。

R8. 8. 28 版

○水道料金の【改定案】について

現行料金表（1 か月当たり）※税抜き

口径（mm）	基本料金（円）		従量料金（円）
	水量	料金	1 m ³ につき
13	10 m ³ まで	1,700	170
20	10 m ³ まで	3,900	170
25	—	5,900	170
30		8,700	170
40		15,600	170
50		24,200	170
75		54,900	170
100		97,500	170
150		219,600	170

改定後料金表（1 か月当たり）※税抜き

口径（mm）	基本料金（円）		従量料金（円）	
	水量	料金	1 m ³ から 10 m ³ まで	11 m ³ 以上
13	—	1,700	<u>○</u>	<u>○</u>
20		3,900	<u>○</u>	<u>○</u>
25		5,900	<u>○</u>	<u>○</u>
30		8,700	<u>○</u>	<u>○</u>
40		15,600	<u>○</u>	<u>○</u>
50		24,200	<u>○</u>	<u>○</u>
75		54,900	<u>○</u>	<u>○</u>
100		97,500	<u>○</u>	<u>○</u>
150		219,600	<u>○</u>	<u>○</u>

3 附帯意見について

(1) 市民への丁寧な説明と周知

本市の水道料金改定は、長期間行われていなかった料金水準の見直しであり、市民生活及び事業活動に大きく関わるものであります。

そのため、料金改定が必要となる背景、改定の目的、改定後の料金水準及び使用者への影響について、市民が十分に理解できるよう、分かりやすく丁寧な説明を行うとともに、広く周知に努めることを求めます。

内容一部削除

(2) 使用者負担への配慮及び経営努力 ⇒ (2) と (3) をひとつにまとめた

今回の料金改定は、市民生活及び事業活動への影響を踏まえ、必要な財源の確保と使用者負担の軽減との均衡に配慮したものであります。

市においては、改定後も市民生活及び事業活動への影響を十分に考慮し、引き続き可能な限り使用者負担の抑制に努めるとともに、安全で安定した給水に必要な施設更新及び耐震化を着実に進めることを求めます。

また、漏水対策等による有収率の向上、委託料や修繕費等の精査、動力費の削減、施設の統廃合、ダウンサイジング、建設改良事業の平準化及び国庫補助金等の積極的な活用など、より一層の経営努力により、費用の抑制及び財源の確保に努めることを求めます。

(3) 経営状況の継続的な検証と必要な見直し

料金改定後も、毎年度の決算状況、料金回収率、給水原価、企業債残高、企業債償還金、補填財源残高及び施設更新の進捗等を検証し、経営状況の把握に努めることを求めます。

また、物価、県水料金、動力費、修繕費、建設改良費、企業債利率及び水需要等の動向により、収支見通しに大きな乖離が生じた場合や、料金回収率、補填財源残高等に著しい悪化が見られる場合には、速やかに経営戦略及び料金水準の見直しを検討することを求めます。

なお、料金算定期間が終了する令和13年度までに、施設更新の進捗、給水人口及び水需要、県水料金、物価、企業債残高並びに補填財源残高等を踏

まえ、令和14年度以降の料金水準について検証することを求めます。

(4) 企業債及び補填財源の適正管理

企業債の活用に当たっては、世代間負担の公平性に配慮しつつ、将来の償還負担が過度なものとならないよう、長期的な財政見通しに基づき慎重に判断することを求めます。

また、補填財源については、災害対応、突発的な修繕、施設更新及び企業債償還等に備えるため、一定水準を確保する必要があることから、計画的かつ適正な管理に努めることを求めます。

4 最後に

水道事業は、安全で清浄な水の安定供給を通じて、公衆衛生の向上、市民生活の維持及び産業活動の基盤を支える重要なライフラインです。

本市の水道事業を将来にわたり持続可能なものとするためには、老朽化した水道施設の更新や耐震化を着実に進めるとともに、健全な経営基盤を確保することが不可欠です。

今回の平均 %の改定案は、水道事業の健全な運営に必要な財源の確保に配慮しつつ、市民生活及び事業活動への影響を踏まえ、使用者負担の急激な増加をできる限り抑制する観点から判断したものであります。

今後も、給水人口の減少や水需要の減少、物価高騰、施設更新費用の増加などにより、水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増すものと考えられます。

市においては、本答申の趣旨を十分に踏まえ、市民への丁寧な説明と情報提供に努めるとともに、経費削減、業務効率化、施設の適正管理、補填財源の確保及び将来負担の抑制に継続して取り組み、将来にわたって安全で安心な水道水を安定して供給できるよう、健全な事業運営に努めることを期待します。



大上第240号
令和8年1月16日

大田原市水道料金審議会会長 様

大田原市長 相馬 憲一



適正な大田原市水道料金の在り方について（諮問）

このことについて、大田原市水道料金審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1. 諮問事項

（1）適正な大田原市水道料金の在り方について

2. 諮問理由

本市の水道事業は、昭和39年に給水を開始して以来、合併による市域の拡大と市政の発展とともにその水需要に答えるために施設の整備を計画的に進め、市民の皆様に清浄な水道水を供給してきました。

安全で安心な水道水を市民の皆様にお使いいただくため、平成20年3月に「大田原市水道ビジョン」を策定し効率的かつ安定的な水道事業運営に努めて参りましたが、社会情勢の変化はめまぐるしく、人口減少や節水意識の高まりによる水需要の減少が避けられない一方、施設整備の耐震化を含めた更新需要は増加が見込まれるなど、水道事業を取り巻く環境は厳しい状況に置かれています。

水道事業は、独立採算を原則としているため、経営にかかる経費は水道料金収入をもって賄うことが前提になっております。本市の水道料金は昭和59年に改定を行って以来40年が経過しており、生活に欠かせない水道事業を健全に維持していくために適正な大田原市水道料金の在り方について、貴審議会の意見を求めます。

令和８年大田原市水道料金審議会経過		
回	開催日時及び場所	審議内容
第１回	令和８年１月１６日（金） 午後１時３０分から 本庁舎１０１会議室	委嘱状交付 会長選任 諮問 議事 ・審議会の運営について ・大田原市水道事業の経営について ・経営戦略の見直しから
第２回	令和８年３月２５日（水） 午後１時３０分から 生涯学習センター研修室Ｄ	議事 ・前回の内容について ・大田原市の水道施設について ・現地視察（水道施設） ・本日のまとめ
第３回	令和８年５月２８日（木） 午後１時３０分から 生涯学習センター研修室Ｄ	議事 ・前回の振り返りについて ・受水費について ・全国の水道料金見直し状況 ・水道料金算定の仕組みについて ・新料金の検討について
第４回	令和８年８月６日（木） 午前１０時００分から 本庁舎３０１・３０２会議室	議事 ・新料金の検討について ・答申書案の作成について ・その他
第５回	令和８年８月２８日（金） 午後２時００分から 本庁舎３０１・３０２会議室	議事 ・平均改定率について ・答申書について
答申	令和８年９月 日（ ） 午後 時 分から 市長公室	市長へ答申書の提出

大田原市水道料金審議会委員			
	区 分	氏 名	役 職 等
1	市議会議員 (1号委員)	キミジマ タカアキ 君島 孝明	市議会議長
2		タキタ イチロウ 滝田 一郎	総務常任委員長
3		フジタ ヨシユキ 藤田 善幸	建設産業常任委員長
4	知識経験を 有する者 (2号委員)	ヨシオカ ヒロミ 吉岡 博美	商工会議所会頭
5		オガワ トシハル 小川 利治	元栃木県企業局水道課長
6	水道使用者 (3号委員)	ヒラクエ ノリアキ 平久江 徳昭	区長連絡協議会 会長 須賀川地区会長(須賀川上)
7		フクシマ ハツオ 福島 初夫	区長連絡協議会 副会長 大田原地区会長(大久保町)
8		キクチ タカユキ 菊地 孝行	区長連絡協議会 副会長 佐久山地区会長(荒町)
9		グンシ アキラ 郡司 彰	区長連絡協議会 副会長 川西地区会長(下町2区)
10		スズキ ヒロブミ 鈴木 浩文	区長連絡協議会 親園地区会長(親園北区)
11		チシマ マサノブ 千嶋 正信	区長連絡協議会 湯津上地区会長(狭原)
12		ハラダ タケアキ 原田 武章	区長連絡協議会 野崎地区副会長(薄葉第3団地)
13		クマダ マサカツ 熊田 雅勝	南金丸自治会長
14		アサノ ナオコ 朝野 直子	女性団体連絡協議会長
15		フジヌマ ヒサコ 藤沼 久子	男女協働参画審議会会長